

第126期 定時株主総会招集ご通知

日時

2023年6月28日（水曜日） 午前10時

場所

ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール
東京都江東区東陽六丁目3番3号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の賞与額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に
パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/1812/>



鹿島建設株式会社

証券コード：1812

経営理念

全社一体となって、
科学的合理主義と人道主義に基づく
創造的な進歩と発展を図り、
社業の発展を通じて社会に貢献する。

電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されました。これに伴い当社は本年の定時株主総会から株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知をお届けしております。

なお、次回以降の株主総会において、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告書）を書面で希望される株主様は、2024年3月31日までに口座を開設されている証券会社又は当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に「書面交付請求」のお手続きをお取りくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社
電子提供制度専用コールセンター 0120-533-600
受付時間 9:00～17:00（土・日・休日を除く）

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第126期定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループは「鹿島グループ中期経営計画（2021～2023）」に基づき、中核の建設事業と開発事業を更に強化するとともに、新たな価値創出に向けた施策や投資を進めております。

当期の業績につきましては、各事業において世界的なインフレなどの影響を受けましたが、施策や投資の着実な遂行の成果として、国内建設事業の安定的な収益計上と海外開発事業における利益創出の実現により、計画を上回る水準の業績を確保し、各ステークホルダーへの還元拡充を図ることができました。

2023年度は中期経営計画の最終年度となります。世界経済は先行きの不透明な状況が続いておりますが、経営環境の変化や社会的要請に適切に対応するとともに、技術立社として「つくるプロセスの不断の進化」と「バリューチェーンの拡充」に挑戦し、経営目標の達成と持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

天野 裕 正

2023年6月

(証券コード 1812)
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長 天 野 裕 正

第126期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までにご入力又は到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第126期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第126期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の賞与額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて閲覧できない場合には、以下のURLにアクセスして、銘柄名（会社名）に「鹿島」又はコードに「1812」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kajima.co.jp/ir/stock_meeting/index-j.html



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 ②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」 ④計算書類の「個別注記表」

(2) 書面による議決権行使において、各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。

(3) 代理人によるご出席の場合は、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の規定により、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）

以 上

定時株主総会決議ご通知の郵送取り止めについて

当社は従前から定時株主総会終了後に決議の結果をお知らせするため、「定時株主総会決議ご通知」を株主の皆様へご送付のうえ、当社ウェブサイトに掲載しておりましたが、本年の定時株主総会から郵送を取り止めることといたします。今後は当社ウェブサイト上での掲載のみといたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会招集に関するご留意事項

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本総会は、円滑かつ効率的な議事進行を目指しております。そのため、質疑応答については、お一人様1問とさせていただきます。
3. 電子提供措置事項（開催日時及び開催場所の変更含む。）に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事前質問の受け付けについて

1. 株主総会会場にご来場されない株主様の便宜のため、本株主総会の目的事項に関するご質問を下記の期間内に受け付けております。
当社ウェブサイト https://www.kajima.co.jp/ir/stock_meeting/index-j.html
(株主総会 > ご質問受付フォーム(株主様専用))
2. 入力の際には、下記の暗証番号が必要となります。なお、全てのご質問には回答できない場合がありますことを予めご了承ください。
3. ご質問は、お一人様1問とさせていただきます。多くお寄せいただいたご質問を中心に、株主総会議場及び後日当社ウェブサイトにて公表させていただく予定です。なお、公表内容はご質問と回答のみとさせていただきます。

受付期間	2023年6月16日(金曜日)正午 ~ 2023年6月23日(金曜日)正午
暗証番号	7139

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記4つの方法がございます。

●「スマート行使」によるご行使



行使期限 ▶ 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶ 議決権のご行使につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

●議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



行使期限 ▶ 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分

当社の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

▶ 議決権のご行使につきましては、7頁をご参照ください。

●郵送によるご行使



行使期限 ▶ 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

●株主総会へのご出席



株主総会開催日時 ▶ 2023年6月28日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使について

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使コード・パスワード入力によるご行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

議決権行使ウェブサイト

ウェブこうし

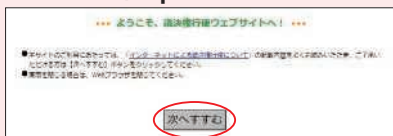
<https://www.web54.net>



スマートフォン又はタブレット端末による議決権行使は、バーコード読み取り機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

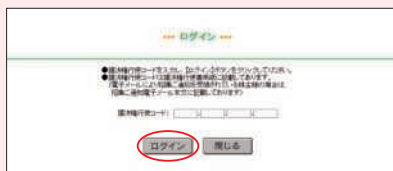
アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス



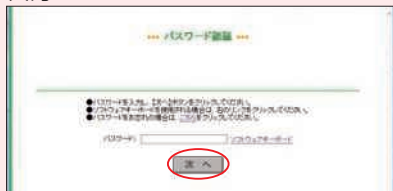
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

● 議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等と書面により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
2. パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

● システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

● パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は配当性向30%を目安とした配当に努めるとともに、業績、財務状況及び経営環境を勘案し、自己株式の取得など機動的な株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金41円00銭 総額19,968,303,841円

これにより、当期における配当金は、中間配当金29円を含め、1株につき年70円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月29日

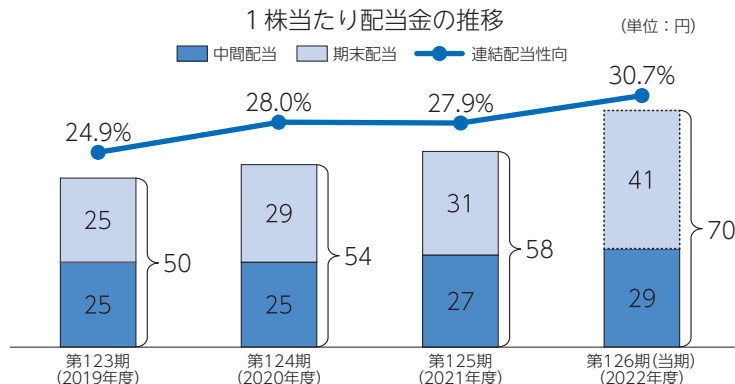
2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 390億円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 390億円



(ご参考)

当社は2023年5月15日開催の取締役会において、700万株並びに100億円をそれぞれ上限とする自己株式の取得を決議しております。

第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役5名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

本議案につきましては、社外取締役及び社長を構成員とする人事委員会の協議を経て、取締役会で決定しております。

候補者番号	氏名	性別	属性	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (出席率)
1	おしみ よしかず 押味 至一	男性	再任	代表取締役会長	14回/14回 (100%)
2	あまの ひろまさ 天野 裕正	男性	再任	代表取締役社長 社長執行役員 人事	14回/14回 (100%)
3	こしじま けいすけ 越島 啓介	男性	再任	代表取締役 副社長執行役員 海外事業本部長	14回/14回 (100%)
4	いしかわ ひろし 石川 洋	男性	再任	取締役 副社長執行役員 営業本部長	14回/14回 (100%)
5	かつみ たけし 勝見 剛	男性	再任	取締役 専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ ITソリューション部管掌	14回/14回 (100%)
6	うちだ けん 内田 顕	男性	再任	取締役 専務執行役員 財務本部長	14回/14回 (100%)
7	かざま まさる 風間 優	男性	新任	副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌	—
8	さいとう きよみ 齋藤 聖美	女性	再任 社外 独立	取締役 人事 ガ報	14回/14回 (100%)
9	すずき よういち 鈴木 庸一	男性	再任 社外 独立	取締役 ガ報	14回/14回 (100%)
10	さいとう たもつ 齋藤 保	男性	再任 社外 独立	取締役 ガ報	11回/11回 (100%)
11	いじま まさみ 飯島 彰己	男性	新任 社外 独立	—	—
12	てらわき かずみね 寺脇 一峰	男性	新任 社外 独立	監査役 ガ報	14回/14回 (100%)

人事 人事委員会構成員

ガ報 ガバナンス・報酬委員会構成員



再任

おし み よしかず
押味 至一

生年月日 1949年2月21日生 / 男性
所有する当社の株式の数 60,481株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
2005年6月 当社執行役員 横浜支店長
2008年4月 当社常務執行役員 横浜支店長
2009年4月 当社常務執行役員 建築管理本部長
2010年4月 当社専務執行役員 建築管理本部長
2013年4月 当社専務執行役員 関西支店長
2015年4月 当社副社長執行役員
2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2021年6月 当社代表取締役会長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)日本建築住宅センター 社外取締役
東日本建設業保証(株) 社外取締役

取締役候補者とした理由

押味至一氏は、横浜支店長、建築管理本部長等を経て、2015年6月から代表取締役社長、2021年6月からは代表取締役会長を務め、また、取締役会の議長として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督など取締役会の機能強化に努めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



再任

あま の ひろまさ
天野 裕正

生年月日 1951年9月26日生 / 男性
所有する当社の株式の数 45,600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月 当社入社
2009年4月 当社執行役員 建築管理本部副本部長
2012年4月 当社執行役員 中部支店長
2013年4月 当社常務執行役員 中部支店長
2014年4月 当社専務執行役員 東京建築支店長
2017年4月 当社副社長執行役員 東京建築支店長
2021年4月 当社副社長執行役員
2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
現在に至る

取締役候補者とした理由

天野裕正氏は、中部支店長、東京建築支店長等を経て、2021年6月から代表取締役社長として業務執行の最高責任者を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3



再任

こしじま けいすけ
越島 啓介

生年月日 1956年1月4日生 / 男性
所有する当社の株式の数 18,302株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月 当社入社
2005年6月 カジマユーエスエーインコーポレーテッド取締役社長
2009年4月 当社執行役員 カジマユーエスエーインコーポレーテッド
取締役社長
2010年7月 当社執行役員 海外事業本部長
2012年4月 当社常務執行役員 海外事業本部長
2015年4月 当社専務執行役員 海外事業本部長
2018年4月 当社副社長執行役員 海外事業本部長
2021年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 海外事業本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

越島啓介氏は、米国の子会社社長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として海外事業本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4



再任

いしかわ ひろし
石川 洋

生年月日 1959年3月9日生 / 男性
所有する当社の株式の数 2,581,653株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年7月 当社入社
2000年6月 当社取締役 建設総事業本部営業本部副本部長兼企画本部
2002年6月 当社常務取締役 営業担当
2004年6月 当社専務取締役 営業担当
2005年6月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長
2007年4月 当社取締役 専務執行役員 営業担当
2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 営業担当
2019年4月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

石川 洋氏は、長年にわたり営業部門に携わり、営業本部長等を経て、現在、取締役副社長執行役員として営業本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



再任

かつみ たけし
勝見 剛生年月日 1956年9月26日生 / 男性
所有する当社の株式の数 32,736株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年4月 当社入社
 2014年4月 当社執行役員 経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌
 2017年4月 当社常務執行役員 経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌
 2020年4月 当社専務執行役員 総務管理本部長、安全環境部・関連事業部・ITソリューション部管掌
 2021年4月 当社専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部管掌
 2021年6月 当社取締役 専務執行役員 総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部管掌
 現在に至る

取締役候補者とした理由

勝見 剛氏は、経営企画部長等を経て、現在、取締役専務執行役員として総務管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



再任

うちだ けん
内田 顕生年月日 1956年5月13日生 / 男性
所有する当社の株式の数 26,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1979年4月 当社入社
 2012年12月 カジマ ヨーロッパ リミテッド取締役社長
 2015年4月 当社執行役員 財務本部副本部長兼主計部長
 2016年9月 当社執行役員 財務本部副本部長兼資金部長
 2017年4月 当社常務執行役員 財務本部副本部長兼資金部長
 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 財務本部長
 2021年4月 当社取締役 専務執行役員 財務本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

内田 顕氏は、欧州の子会社社長等を経て、現在、取締役専務執行役員として財務本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



新任

かざま
風間
まさる
優

生年月日 1957年11月19日生 / 男性
所有する当社の株式の数 30,502株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2013年4月 当社執行役員 土木管理本部副本部長
2015年4月 当社常務執行役員 関西支店副支店長
2017年4月 当社常務執行役員 東京土木支店長
2021年4月 当社専務執行役員 東京土木支店長
2022年4月 当社専務執行役員 土木管理本部長
2023年4月 当社副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌
現在に至る

取締役候補者とし
た理由

風間 優氏は、東京土木支店長等を経て、現在、副社長執行役員として土木管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者とするものであります。



再任

社外

独立

さいとう きよみ
齋藤 聖美

生年月日 1950年12月1日生 / 女性
(戸籍上の氏名: 武井聖美) 所有する当社の株式の数 11,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年 4月 (株)日本経済新聞社入社
1975年 9月 ソニー(株)入社
1984年 8月 モルガンスタンレー投資銀行入行
1990年 1月 同行エグゼクティブディレクター (1992年 2月退任)
2000年 4月 (株)ジェイ・ボンド (現ジェイ・ボンド東短証券(株)) 代表取締役社長
2015年 6月 当社取締役
2021年10月 ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役
(株)レゾナック・ホールディングス 社外監査役
かどや製油(株) 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割の
概要等

齋藤聖美氏は、モルガンスタンレー投資銀行エグゼクティブディレクター等を歴任した後、株式会社ジェイ・ボンド (現ジェイ・ボンド東短証券株式会社) を設立、長年にわたり代表取締役社長を務め、起業家、企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

齋藤聖美氏が代表取締役を務めているジェイ・ボンド東短証券株式会社と当社との間に取引関係はありません。

齋藤聖美氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。



再任

社外

独立

すずき よういち
鈴木 庸一

生年月日 1950年9月25日生 / 男性
所有する当社の株式の数 1,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月 外務省入省
2003年4月 外務省経済局審議官
2005年9月 在ボストン総領事
2008年12月 外務省経済局長
2010年8月 駐シンガポール大使
2013年8月 駐フランス大使
2016年6月 政府代表 関西担当大使
2017年3月 政府代表 国際貿易・経済担当大使
2018年4月 外務省退官
2021年6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)
帝人(株) 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割の
概要等

鈴木庸一氏は、駐シンガポール大使、駐フランス大使等を歴任し、国際貿易・経済担当大使として政府代表を務めるなど、国際経済交渉の専門家であり、外交官としての豊富な経験、高度な識見を有しています。当社におきましては、2021年6月取締役就任後、グローバルな観点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しております。

鈴木庸一氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



再任

社外

独立

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割の
概要等

さいとう たもつ
齋藤 保

生年月日 1952年7月13日生 / 男性
所有する当社の株式の数 1,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月 石川島播磨重工業(株)入社 (現(株)IHI)
2011年4月 (株)IHI代表取締役副社長
2012年4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者
2016年4月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者
2017年4月 同社代表取締役会長
2020年4月 同社取締役
2020年6月 同社相談役
2022年6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)IHI 相談役
沖電気工業(株) 社外取締役
古河電気工業(株) 社外取締役
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長

齋藤 保氏は、株式会社IHI代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2022年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、就任後は人事委員会の構成員を委嘱する予定です。

齋藤 保氏が相談役を務めている株式会社IHIは、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満です。また、当社は、同氏が理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から、業務委託費や研究開発の助成金等を受領しておりますが、直近事業年度におけるその金額は当社連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

齋藤 保氏が2008年4月から2020年6月まで取締役を務めていた株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたことが判明しました。同社は本事案について、2019年3月29日に経済産業省より航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理するよう命令を受け、同年4月9日に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けております。また、2017年6月から社外取締役を務める株式会社かんぼ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

齋藤 保氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。



新任

社外

独立

い い じ ま ま さ み
飯 島 彰 己

生年月日 1950年9月23日生 / 男性
所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 三井物産(株)入社
2008年6月 同社代表取締役 常務執行役員
2008年10月 同社代表取締役 専務執行役員
2009年4月 同社代表取締役社長
2015年4月 同社代表取締役会長
2021年4月 同社取締役
2021年6月 同社顧問
現在に至る

(重要な兼職の状況)

三井物産(株) 顧問
ソフトバンクグループ(株) 社外取締役
日本銀行 参与
武田薬品工業(株) 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割の
概要等

飯島彰己氏は、三井物産株式会社の代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開する総合商社の企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。就任後はこれまでの経営経験を活かし、経営の専門家として当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を果たしていただけることが期待できるため、新たに社外取締役候補者とするものであります。また、就任後は人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員を委嘱する予定です。

飯島彰己氏が顧問を務めている三井物産株式会社は、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。



新任

社外

独立

てらわき かずみね
寺脇 一峰

生年月日 1954年4月13日生 / 男性
所有する当社の株式の数 3,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月 東京地方検察庁検事任官
2014年1月 公安調査庁長官
2015年1月 仙台高等検察庁検事長
2016年9月 大阪高等検察庁検事長
2017年4月 退官
2017年6月 弁護士登録
2019年6月 当社監査役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士
キューピー(株) 社外監査役
(株)商工組合中央金庫 社外監査役
芝浦機械(株) 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割の
概要等

寺脇一峰氏は、当社の社外監査役在任期間において、同氏の検事及び弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見に基づき、当社から独立した客観的な立場での確かな意見を述べております。また、ガバナンス・報酬委員会の構成員として報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、今後はその豊富な経験や知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

寺脇一峰氏は、現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって社外監査役を任期満了により退任いたします。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋藤聖美氏、鈴木庸一氏、齋藤 保氏、飯島彰己氏及び寺脇一峰氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、齋藤聖美氏、鈴木庸一氏、齋藤 保氏及び寺脇一峰氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、飯島彰己氏の選任が承認された場合は、独立役員となる予定であります。
3. 当社は、齋藤聖美氏、鈴木庸一氏及び齋藤 保氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、齋藤聖美氏、鈴木庸一氏及び齋藤 保氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、飯島彰己氏及び寺脇一峰氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、押味至一氏、天野裕正氏、越島啓介氏、石川 洋氏、勝見 剛氏、内田 顕氏、齋藤聖美氏、鈴木庸一氏及び齋藤 保氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告47頁に記載のとおりであります。なお、各候補者の再任が承認された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。また、風間 優氏、飯島彰己氏及び寺脇一峰氏の選任が承認された場合は、同様の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者を含む会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告47頁に記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、各取締役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役寺脇一峰氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。



たけいし えみこ
武石 恵美子

生年月日 1960年2月16日生 / 女性
所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 労働省（現厚生労働省）入省
1992年7月 (株)ニッセイ基礎研究所入社
2003年4月 東京大学社会科学研究所助教授（2004年3月退職）
2004年4月 (株)ニッセイ基礎研究所上席主任研究員（2006年3月退社）
2006年4月 法政大学キャリアデザイン学部助教授
2007年4月 法政大学キャリアデザイン学部教授
現在に至る

新任

社外

独立

(重要な兼職の状況)

法政大学キャリアデザイン学部教授
東京海上日動火災保険(株) 社外監査役

社外監査役候補者 とした理由等

武石恵美子氏は、労働省（現厚生労働省）中央最低賃金審議会等の委員を歴任した後、大学教授としての長年の研究から人事制度・労働政策等に関する専門的知見を有しています。その豊富な経験と高度な識見から、当社の社外監査役として適任であると判断し、新たに社外監査役候補者とするものであります。また、就任後はガバナンス・報酬委員会の構成員を委嘱する予定です。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 武石恵美子氏は、社外監査役候補者であります。なお、武石恵美子氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者の候補者であります。
3. 社外監査役候補者である武石恵美子氏の選任が承認可決された場合は、当社は武石恵美子氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 社外監査役候補者である武石恵美子氏の選任が承認可決された場合は、当社は武石恵美子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結する予定であり、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告47頁に記載のとおりであります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告47頁に記載のとおりであります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、各監査役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役・監査役が有する主な専門性と経験(スキルマトリックス)

◆当社グループが将来にわたり持続的に成長・発展するため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び適正規模を勘案したうえで、各分野で培ったビジネス、財務、技術等に関する知見を活かすことのできる能力を備えた人材を選定しております。

下表には、本総会第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役・監査役を記載しています。

	氏名	社外	主な専門性と経験								
			企業経営・ 経営戦略	財務会計	技術・IT	営業/マーケ ティング	法務/リスク マネジメント	行政・ 公共政策	グローバル	建設・不動産 開発事業の知見	
取締役	押味 至一	-	●		●	●					●
	天野 裕正	-	●		●	●					●
	越島 啓介	-	●			●	●			●	●
	風間 優	-	●		●	●				●	●
	石川 洋	-	●			●					●
	勝見 剛	-	●	●			●				●
	内田 顕	-	●	●						●	●
	齋藤 聖美	社外	●	●						●	
	鈴木 庸一	社外					●	●		●	
	斎藤 保	社外	●		●					●	
	飯島 彰己	社外	●				●			●	
	寺脇 一峰	社外					●	●			
監査役	中川 雅博	社外	●	●			●				
	熊野 隆	-		●			●				●
	鈴木 一史	-		●			●				●
	藤川裕紀子	社外		●					●		
	武石恵美子	社外					●	●			

(注) 特に期待する役割に関連するものに●を付けています。各人の全ての専門性と経験を示すものではありません。

第4号議案 取締役の賞与額改定の件

当社の取締役の賞与額は、2017年6月29日開催の第120期定時株主総会において、報酬額とは別に、業績との連動を考慮した賞与額を設定して、その範囲内で支給することとし、賞与総額を「年額3億円以内」とご承認いただき現在に至っております。その後の当社グループの業績の推移、取締役の責務の増大、他の国内企業の報酬水準等、諸般の状況を勘案した結果、取締役の業績向上へのインセンティブを一層高めるため、取締役（社外取締役を除く。）の賞与総額を「年額5億円以内」に改定させていただきたく存じます。

当社は、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）からの提言のもと、2023年3月22日開催の取締役会において、本株主総会で本議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「決定方針」という。）の変更を決議しており、当該変更後の決定方針の概要は本招集ご通知25頁から26頁に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の決定方針に沿った報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役は7名（社外取締役を除く。）となります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「月例報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」で構成されていますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにいたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。また、本議案を原案のとおりご承認いただくことを条件として、2019年6月25日開催の第122期定時株主総会においてご承認いただきました「譲渡制限付株式報酬」に関する報酬枠を廃止することとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること及び取締役に交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

本議案による報酬は、2005年6月29日開催の第108期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額6,000万円以内）及び第4号議案においてご承認をお願いしております取締役の賞与の限度額（年額5億円以内）とは別枠とし、また、本制度による報酬の支給は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という。）の間に在任する取締役に對して行うものとし（ただし、下記2.(2)のとおり、対象期間を延長することがある。）。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）からの提言のもと、2023年3月22日開催の取締役会において、本株主総会で本議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「決定方針」という。）の変更を決議しており、当該変更後の決定方針の概要は本招集ご通知25頁から26頁に記載のとおりであります。本議案の内容は、上記目的を達成するため、また、当該変更後の決定方針に沿った報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名（社外取締役を除く。）となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される（ただし、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより退任までの譲渡制限を付すものとする。）という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計9億円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり60万ポイント
⑥ ポイント付与基準	役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧ 下記3. に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から退任する（当社の取締役、執行役員のいずれの地位でもなくなる）日まで

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計9億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、下記のとおり当社の執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に3億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり60万ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイント当たりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合に

は、1ポイント当たりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続きを経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)③の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとする）。

ただし、退任日以後に交付する当社株式がある場合には、かかる当社株式には譲渡制限を付さないものとします。また、この場合には、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式（「譲渡制限付株式報酬」に基づき交付を受けた譲渡制限付株式を除く。）と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

取締役が上記(1)に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

また、取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

(3) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

以上

(ご参考) 本總會第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合の、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要は、以下のとおりです。

基本的な考え方

- 優秀な経営陣の確保・保持に資する報酬水準とする。
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しい報酬体系とする。
- 経営目標に対する達成度に連動した報酬及び当社株価に連動した報酬を導入し、中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現する。
- 客観性と透明性が担保された報酬決定プロセスとする。

a 報酬制度

- 取締役の報酬の決定に際しては、客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」(議長は社外取締役)において、役員報酬に関する基本的な考え方や報酬制度及び報酬水準などについての協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定します。
- 取締役には、役位(執行役員を兼務する場合の執行役員の役位を含む。以下同じ)ごとに定めた、固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬を支給します。報酬額全体における固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合は概ね下記のとおりです(賞与、株式報酬が基準額の場合)。

	固定報酬(月例報酬)	業績連動報酬(賞与)	株式報酬
社長	50%	35%	15%
それ以外の取締役	役位が上位であるほど業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合が大きくなるよう設定		

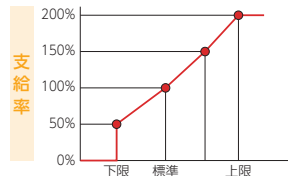
ただし、非常勤取締役及び社外取締役には、月例報酬のみを支給します。

- 固定報酬(月例報酬)の取り扱いは、次のとおりです。
 - (i) 月例報酬の合計額は、月額6,000万円以内とする。
 - (ii) 月例報酬は、役位に応じた額とする。
 - (iii) 新しく取締役就任すること又は取締役を退任することに伴う月例報酬額の改定は、株主総会による選任日の翌月からとする。
 - (iv) 役位が昇進した取締役の月例報酬額は、原則として役位昇進日をもって改定する。
- 業績連動報酬(賞与)の取り扱いは、次のとおりです。
 - (i) 賞与の合計額は、年額5億円以内とする。
 - (ii) 賞与は、事業年度(4月1日～3月31日)を対象に、3月末時点の役位に応じて算定する。その後、取締役会の決議を経て6月末に一括支給する。
 - (iii) 賞与は、原則、役位ごとに定めた賞与基準額に、「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績」、「安全実績(度数率、強度率)」及び「社員の健康度(ストレスチェック)」に基づく3つの支給率を8:1:1の評価ウエイトに基づいて計算した評価係数を乗じて算定する。各支給率は200%を上限とし、一定の基準を下回った場合は0%とする。具体的には、下図に示すとおりとする。

<算定式>

賞与額 = 賞与基準額 × 評価係数※

※「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績」に基づく支給率×80% + 「安全実績(度数率、強度率)」に基づく支給率×10% + 「社員の健康度(ストレスチェック)」に基づく支給率×10%



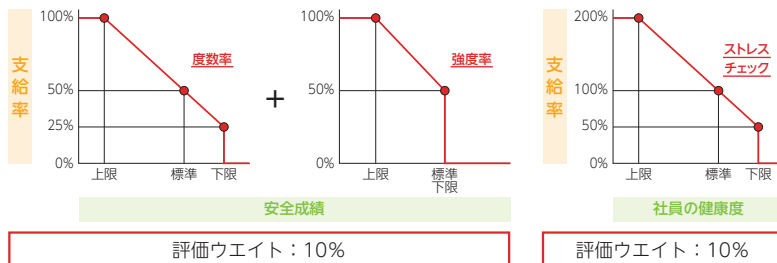
親会社株主に帰属する当期純利益(当年度)

評価ウエイト：80%

「度数率」
100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

「強度率」
1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重症の程度を表す。

「ストレスチェック」
従業員の心理的な負担の程度を把握するための検査であり、毎年1回実施する。点数(健康リスク)が低くなるほどストレス度が低い。



業績連動報酬としての賞与に係る指標として本評価係数を選択した理由は、連結業績に加え、サステナビリティへの対応の重要性を踏まえ「安全成績」と「社員の健康度」の2指標を選択したものである。

- (iv) 会社として重大なコンプライアンス違反があった場合など、上記計算式どおりの支給に疑義が生じるときは、社長は減額等に関する提案を行うことができる。
- (v) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任が9か月以上の場合は算定額の満額を、在任が6か月以上9か月未満の場合は算定額の半額を支給し、在任が6か月未満の場合は支給しない。

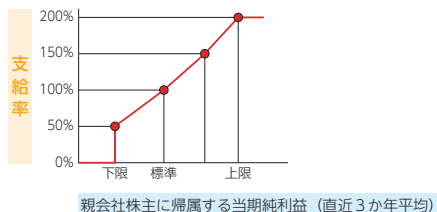
○株式報酬の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 株式報酬の合計額は、年額3億円以内とする。
- (ii) 株式報酬は、役員固定部分と業績連動部分で構成する（基準額の場合における比率は1：1）。
- (iii) 業績連動部分は、事業年度（4月1日～3月31日）を対象に、3月末時点の役位に応じて算定する。その後、役員固定部分と業績連動部分を合わせて、原則として7～8月に譲渡制限付株式を一括付与する。
- (iv) 業績連動部分は、役位ごとに定めた株式報酬基準額に、「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の実績の平均」に基づいて計算した支給率を評価係数として乗じて算定する。支給率は200%を上限とし、一定基準を下回った場合は0%とする。具体的には、下図に示すとおりとする。

<算定式>

株式報酬額（業績連動部分）＝ 株式報酬基準額 × 評価係数※

※「直近3か年（当年度を含む）の親会社株主に帰属する当期純利益の実績の平均」に基づく支給率



株式報酬の業績連動部分に係る指標として本評価係数を選択した理由は、中期的な視点に基づく経営のインセンティブとするためである。

- (v) 譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの期間とする。
 - (vi) 各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は60万株を上限とする。
- b 役位ごとに定めた月例報酬額、賞与基準額及び株式報酬基準額は、原則として3年毎に見直します。ただし、その間の経済社会環境の変化等から必要となった場合は、都度、金額を改定します。

1. 企業集団の現況に関する事項

第126期（2022年度）主要業績

売上高

2兆3,915 億円

前期比 15.0%増

経常利益

1,567 億円

前期比 3.0%増

親会社株主に帰属する
当期純利益

1,117 億円

前期比 7.6%増

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、多くの国や地域において新型コロナウイルス感染症対策としての各種制限が緩和され、社会・経済活動の正常化に向けた動きが進んだものの、ウクライナ情勢等の地政学的リスクの高まりや、欧米を中心とするインフレ及び金利上昇の影響により、成長のペースに鈍化や停滞が見られました。

我が国経済につきましては、感染症の動向に応じて、一進一退の状況が続きましたが、感染症の景気への影響は弱まっており、サービス消費を中心に個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調となりました。

国内建設市場におきましては、公共投資が堅実に推移したことに加え、製造業、非製造業ともに企業の設備投資が着実に進み、建設需要は増加傾向となりました。建設コストに関しましては、資機材費が総じて高い価格水準に留まるとともに、労務費にも上昇の傾向が見られました。

こうした中、当社グループは「鹿島グループ中期経営計画（2021～2023）」に基づき、建設事業と開発事業を中核として、国内外で事業を推進してまいりました。

その結果、当期における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

建設事業受注高は、当社土木事業及び建築事業の受注高が増加したことにより、前期比13.8%増の2兆1,969億円（前期は1兆9,298億円）となりました。

売上高は、当社建設事業売上高及び海外関係会社売上高の増加を主因に、前期比15.0%増の2兆3,915億円（前期は2兆796億円）となりました。

利益につきましては、当社建設事業や国内関係会社、海外関係会社における売上総利益の増加が、研究開発費などの販管費増加を補い、営業利益は前期比0.1%増の1,235億円（前期は1,233億円）となりました。経常利益は、営業外収益の増加等により同3.0%増の1,567億円（同1,521億円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損益が改善したことから、同7.6%増の1,117億円（同1,038億円）となりました。

(2) セグメント別の状況（各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値）

土木事業

当社における建設事業のうち土木工事に関する事業

建設事業
受注高

3,864億円
前期比 43.9%増

売上高

3,016億円
前期比 11.0%増

営業利益

293億円
前期比 48.9%増

受注高は、官公庁工事の増加を主因に、前期比43.9%増の3,864億円（前期は2,685億円）となりました。売上高は、大型工事を中心に施工が着実に進捗したことから、前期比11.0%増の3,016億円（前期は2,718億円）となりました。営業利益は、売上高増加に加え、売上総利益率が向上したことから、同48.9%増の293億円（同196億円）となりました。

建築事業

当社における建設事業のうち建築工事に関する事業

建設事業
受注高

1兆1,028億円
前期比 25.0%増

売上高

1兆862億円
前期比 18.0%増

営業利益

466億円
前期比 6.8%減

受注高は、民間製造業からの受注が大幅に増加し、前期比25.0%増の1兆1,028億円（前期は8,822億円）となりました。売上高は、当期受注工事を含め大型工事の施工が順調であったことから、前期比18.0%増の1兆862億円（前期は9,206億円）となりました。営業利益は、売上高増加の効果があつたものの、資機材価格上昇の影響等により売上総利益率が前期と比べ低下したことを主因に、同6.8%減の466億円（同501億円）となりました。

開発事業等

当社における不動産開発全般に関する事業及び意匠・構造設計、その他設計、エンジニアリング全般の事業

売上高

449億円
前期比 14.2%減

営業利益

71億円
前期比 36.3%減

不動産賃貸事業は堅調であったものの、当期は不動産販売案件が少なかったことを主因に、売上高は前期比14.2%減の449億円（前期は524億円）、営業利益は同36.3%減の71億円（同112億円）となりました。なお、国内開発事業資産（固定資産）等を計画的に売却しており、固定資産売却益49億円を特別利益に計上しております。

国内関係会社

当社の国内関係会社が行っている事業であり、主に日本国内における建設資機材の販売、専門工事の請負、総合リース業、ビル賃貸事業等

建設事業
受注高

2,035億円
前期比 5.3%増

売上高

3,526億円
前期比 11.5%増

営業利益

174億円
前期比 6.9%増

経常利益

221億円
前期比 9.7%増

親会社株主に
帰属する
当期純利益

162億円
前期比 9.9%増

(経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益はセグメント間取引及び国内関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は、大型工事の受注などにより、前期比5.3%増の2,035億円（前期は1,932億円）となりました。

建設事業、開発事業等とともに売上高及び売上総利益が増加し、売上高は前期比11.5%増の3,526億円（前期は3,161億円）となり、営業利益は同6.9%増の174億円（同162億円）となりました。

また、持分法を適用する関係会社の業績向上などにより営業外収益が増加したことから、経常利益は前期比9.7%増の221億円（前期は202億円）、親会社株主に帰属する当期純利益は同9.9%増の162億円（同147億円）となりました。

海外関係会社

当社の海外関係会社が行っている事業であり、北米、欧州、アジア、大洋州などの海外地域における建設事業、開発事業等

建設事業
受注高

5,885億円
前期比 12.2%減

売上高

7,392億円
前期比 18.5%増

営業利益

227億円
前期比 14.1%減

経常利益

444億円
前期比 6.9%減

親会社株主に
帰属する
当期純利益

309億円
前期比 24.7%増

(経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益はセグメント間取引及び海外関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は、高水準であった前期実績を下回り、前期比12.2%減の5,885億円（前期は6,704億円）となりました。

売上高は、為替変動の影響もあり全ての地域において増加し、前期比18.5%増の7,392億円（前期は6,239億円）となりました。営業利益は、建設事業、開発事業等とともに堅調に推移したものの、北米や欧州において高い水準であった前期実績を下回り、同14.1%減の227億円（同264億円）となりました。

また、経常利益は前期比6.9%減の444億円（前期は476億円）となった一方で、特別損益の改善により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期実績を上回り、同24.7%増の309億円（同248億円）となりました。

当期の主な受注工事

土木	防衛省	馬毛島 (R4) 敷地造成等工事 (その1)
建築	キオクシア(株)	キオクシア四日市工場 新製造棟 (Y7棟) 第3期建築工事
	三井不動産(株)、鹿島建設(株)、京浜急行電鉄(株)、 第一生命保険(株)、(株)竹中工務店、 (株)ディー・エヌ・エー、東急(株)	横浜市旧市庁舎街区活用事業 新築工事
	三菱地所(株)	(仮称) 豊洲4-2 街区開発計画 A棟新築工事
海外	トヨタ・モーター・エンジニアリング・アンド・ マニュファクチャリング・ノース・アメリカ(株)	トヨタ・バッテリー・マニュファクチャリング・ ノースカロライナ (米国)

当期の主な完成工事

土木	秋田洋上風力発電(株)	秋田港・能代港洋上風力発電施設建設工事
建築	中外製薬(株)	中外ライフサイエンスパーク横浜建設工事
	(同) KRF48	横浜コネクトスクエア
	岩木特定目的会社	プロロジスパークつくば3プロジェクト
海外	ザ・ハワード・ヒューズ・コーポレーション	コウラ コンドミニアム アット ワードビルレッジ (米国)

(3) 対処すべき課題

経営環境の見通し

世界経済においては、成長のペースに鈍化が見られ、欧米を中心としたインフレの継続や地政学的リスクなども加わり、先行きに対する不透明感は依然として高い状況が続いております。一方で、行動制限のない社会環境の定着による経済活性化に加え、脱炭素化などのサステナビリティ課題に対応する投資が更に拡大していくことが期待されます。そのため、今後は、経済動向や社会的な要請・ニーズの変化を的確に見極めて、事業を推進していくことが重要であると考えております。

建設市場におきましては、国内における堅調な建設需要が当面は継続する見通しであり、デジタル化や次世代技術関連など中長期視点の建設投資は、国内・海外ともに増加しております。資機材費や労務費などのコスト上昇に対応しつつ、良質な建設、開発関連サービスを提供すると同時に、持続可能な建設業の観点から、建設業従事者の処遇改善と働き方改革並びに生産性向上の推進が求められております。

「鹿島グループ中期経営計画 (2021～2023) -未来につなぐ投資-」の推進

このような経営環境の中、2023年度を最終年度とする「鹿島グループ中期経営計画 (2021～2023) -未来につなぐ投資-」を着実に推進し、業績向上と持続的な成長を図っております。

【経営目標の達成状況】

当期については、厳しい事業環境の中、国内建設事業の堅実な業績確保と国内外における戦略的な不動産開発投資の成果により、親会社株主に帰属する当期純利益が2期連続で1,000億円を上回りました。ROEは11.2%となり、中期経営計画の目標である10%以上の水準を確保いたしました。

経営目標	2022年度 実績	2023年度 予想	中期経営計画 経営目標		
			2023年度	2024～26年度	2030年度
売上高	2兆3,915億円	2兆4,800億円	2兆2,500億円 程度	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,117億円	1,050億円	950億円 以上	安定的に 1,000億円以上	1,300～ 1,500億円以上
ROE	11.2%	—	早期に10%を上回る水準に回復		

(注) 2023年度予想 (2023年5月15日公表) につきましては、公表日現在において入手可能な情報から得られた判断に基づいております。

【主要施策の取り組み状況】

中期経営計画では、『①中核事業の一層の強化、②新たな価値創出への挑戦、③成長・変革に向けた経営基盤整備とESG推進』を3つの柱として掲げ、当社グループの将来にわたる発展に向けた施策を推進しております。

① 中核事業の一層の強化

建設事業では、生産施設などの重点分野において、提案力、設計・エンジニアリング力強化の成果により、複数の大型工事を受注しております。また、秋田県において大規模洋上風力発電施設を完成させ、知見やノウハウを獲得するなど、需要拡大が見込まれる領域における競争力の強化を図っております。加えて、自動化施工等の技術開発の推進や個々の人材が持つ「経験知」や「暗黙知」などを体系的にデジタル化することにより、生産性向上と業務効率化に注力してまいります。

開発事業においては、国内外における開発物件の計画的な売却が業績に貢献しております。今後もリスク管理を徹底しつつ、多様なアセットへの投資を進めると同時に、適時の売却により、効率性の高い投資サイクルを確立してまいります。建設技術と不動産開発ノウハウを掛け合わせた事業を国内外で展開することにより、建設バリューチェーンの上流から下流に至る全てのフェーズにおける機能と収益力を強化し、持続的な利益成長を目指してまいります。

■ 当期における成果、取り組み事例

- ・「成瀬ダム堤体打設工事（秋田県）」において自動化施工技術「A⁴CSEL（クウッドアクセル）」の活用により、ダム工事におけるコンクリートの月間打設量として国内最高記録を樹立
- ・工期を短縮し、CO₂排出量を削減する新解体工法「鹿島スラッシュカット工法」を開発、現場適用
- ・開発事業主、設計施工会社の両面から参画する「横浜市旧市庁舎街区活用事業」が着工
- ・国内の高級不動産開発事業に特化した子会社「イトンリアルエステート株式会社」を設立

② 新たな価値創出への挑戦

国内外においてM&Aや外部企業等とのコンソーシアムを活用し、環境、エネルギー分野など社会課題解決につながる取り組みを進めております。また、新たな技術の創出に向けて、ベンチャー企業との提携を推進いたしました。

シンガポールでは、建設を進めていた「The GEAR」が完成しました。日本や米国シリコンバレーなどとのグローバルネットワークの活用やオープンイノベーションにより、先進的技術の開発と新ビジネスの創出を推進する拠点としてまいります。

■ 当期における成果、取り組み事例

- ・ポーランドにおける再生可能エネルギー発電施設開発事業を推進（太陽光10件、風力2件）
- ・グリーンイノベーション基金事業のコンソーシアム「CUCO（クーコ）」によるカーボンネガティブコンクリートを用いた埋設型枠の実工事への適用
- ・異業種企業との連携による自動化施工システムの普及・展開を目的とする合併会社を設立
- ・建設RXコンソーシアムの会員数が160社を超え、分科会設置など活動が本格化

③ 成長・変革に向けた経営基盤整備とESG推進

持続的な成長を実現するためには、当社グループだけでなくサプライチェーン全体におけるコンプライアンスの徹底が重要であると認識し、法令遵守、社会的責任への適切な対応に加え、安全、環境、品質等に関する様々なリスクの管理を強化しております。

強靱なサプライチェーンの構築に向けて、重層下請構造改革などを推進し、技能労働者の処遇改善と次世代の担い手確保を図っております。また、当社グループの国内外における事業展開を担う人材の確保のため、多様な人材が活躍できる職場環境を整備するとともに、実務体験型研修施設「鹿島テクニカルセンター」を開設するなど人材育成施設の拡充を進めております。

CO₂排出量削減に関しては、自社排出及びサプライチェーン排出の双方で2050年度のカーボンニュートラル（100%削減）を目指す新たな目標を設定し、SBT（温室効果ガス排出削減目標に関する国際認証）

認定を申請いたしました。工事中のCO₂排出量の削減、省エネ技術・環境配慮型材料の開発、エネルギーの効率的なマネジメントなどを積極的に推進してまいります。

■ 当期における成果、取り組み事例

- ・「サステナビリティ委員会」にて、環境、人材の多様性確保、次世代の担い手確保などに関する取り組み方針の検討・意思決定とモニタリングを実施
- ・2023年度も2年連続で従業員の賃金引上げを決定。株式インセンティブプランの導入を検討
- ・CO₂排出量を見える化するプラットフォームを開発し、実工事における環境配慮型コンクリートの適用によるCO₂排出削減量（181t）を算定し、国が認証するクレジットを取得
- ・ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯蔵する炭素）の創出に寄与する大型海藻類の大量培養技術を確立

[投資計画の進捗状況]

3年間の中期経営計画期間中に、総額8,000億円の投資と開発事業における3,600億円の売却による回収を計画しております。当期は総額3,730億円の投資と1,010億円の回収を行いました。為替変動の影響等もあり、海外開発事業投資は計画を上回るペースとなっておりますが、これまでの投資が着実に利益貢献し始めております。また、開発事業における売却による回収は、国内、海外ともに2023年度に拡大する見通しです。投資の原資としては、建設・開発事業等により創出した資金に加え、有利子負債及び政策保有株式の売却による回収資金も活用し、効率性を重視した事業ポートフォリオの構築と資産構成の最適化を図ってまいります。

投資計画	2021年度 実績	2022年度 実績	中期経営計画 投資総額
国内開発事業 (売却による回収)	510億円 110億円	580億円 170億円	1,900億円 800億円
海外開発事業 (売却による回収)	1,400億円 940億円	2,440億円 840億円	4,500億円 2,800億円
R&D・デジタル	180億円	180億円	550億円
戦略的投資枠	210億円	220億円	600億円
その他設備投資	200億円	310億円	450億円
投資総額 (ネット投資額)	2,500億円 1,450億円	3,730億円 2,720億円	8,000億円 4,400億円

(ご参考) 政策保有株式の縮減について

当社は、上場株式の保有について、発行会社との取引関係の維持・強化を通じて当社の企業価値向上に資すると判断される場合にのみ政策的に保有する方針としております。

中期経営計画においては、3年間で300億円以上売却する縮減目標を掲げており、2021年度から2022年度までに累計249億円売却いたしました。

政策保有株式の保有状況

年度	銘柄数 (うち上場株式)	貸借対照表計上額	売却銘柄数	売却額
2021	316銘柄 (135銘柄)	2,587億円	17銘柄	148億円
2022	306銘柄 (125銘柄)	2,510億円	17銘柄	100億円

(注) みなし保有株式は該当なし

市場評価に関する課題

[現状評価と課題]

当社取締役会においては、かねて資本収益性や市場評価についての現状分析と評価を行っております。

近年、ROEは継続して10%以上を達成し、資本コストを上回る資本収益性を確保しておりますが、株式市場から十分な評価を得られておりません。当社グループの成長性を株式市場に適切に伝え、市場評価を向上させることが課題と認識しております。

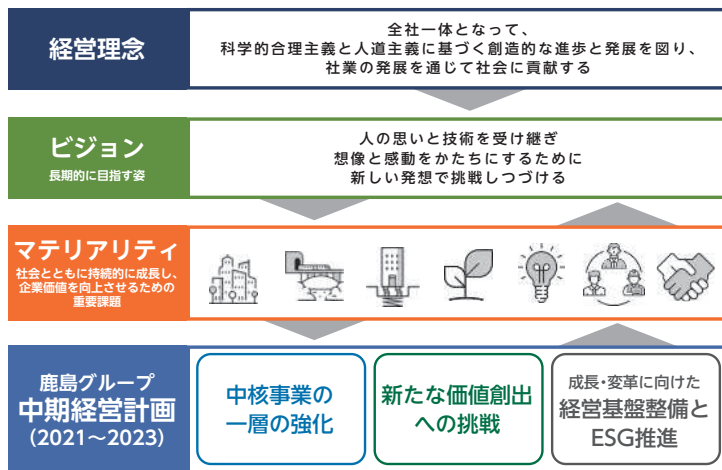
[今後の取り組み]

当社グループは、中期経営計画に基づき、持続的な成長に向けた施策や投資を推進しており、今後もこの取り組みを継続、強化してまいります。また、各事業における成長戦略の明確化に加え、環境問題への対応や人的資本などに関する情報開示を充実させ、投資家等との対話を積極的に実施することにより、市場評価の向上を図ってまいります。株主還元については、成長投資とのバランスを考慮しつつ、更なる充実を検討してまいります。

(ご参考) 当社グループの理念体系

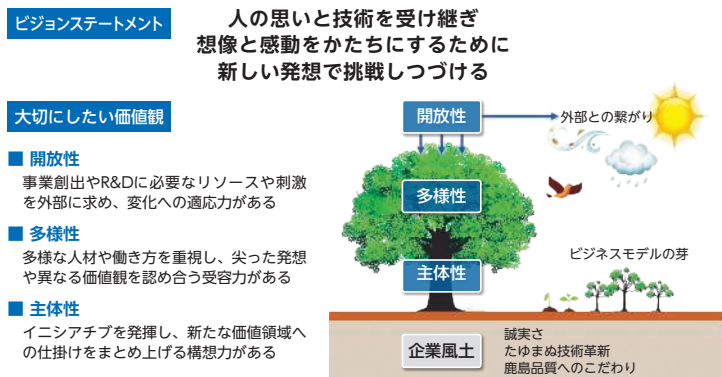
当社グループは、「経営理念」に加え、「ビジョン」、「マテリアリティ（重要課題）」を定めており、「鹿島グループ中期経営計画（2021～2023）-未来につなぐ投資-」は、これらと結びついております。

[理念体系・中期経営計画の位置づけ]



[ビジョン]

変化のスピードが加速している経営環境において、鹿島グループが目指す方向性をグループ内だけでなく、外部とも広く共有するために「ビジョン」を作成しています。ビジョンは、目指す方向性を文章で表現した「ステートメント」とそれを実現するうえで「大切にしたい価値観」から構成されています。



[マテリアリティ (重要課題) と関連するSDGs]

SDGsをはじめとする社会課題と事業活動の関連を整理し、社会課題の解決と当社グループの持続的成長を両立させるための「マテリアリティ (重要課題)」を特定しております。

社会

社会課題：地域社会の活性化、ワークスタイル変化への対応、都市機能の高度化

1



新たなニーズに応える機能的な
都市・地域・産業基盤の構築



社会課題：社会インフラの維持更新

2



長く使い続けられる
社会インフラの追求



社会課題：防災能力・レジリエンス向上、防災対応の高度化、災害復興

3



安全・安心を支える
防災技術・サービスの提供



環境

社会課題：気候変動への対応、エネルギーの有効活用と安定供給、
生物多様性の保全、資源循環の推進

4



脱炭素社会移行への
積極的な貢献



事業継続の基盤

社会課題：品質の確保・向上

5



たゆまぬ技術革新と
鹿島品質へのこだわり



社会課題：労働生産性の向上、技能労働者の処遇改善、人材育成
パートナーシップ強化、労働安全の確保、ダイバーシティ

6



人とパートナーシップを
重視したものづくり



社会課題：公正な事業慣行、コンプライアンス、人権の尊重

7



企業倫理の実践



(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)	第125期 (2021年度)	第126期(当期) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	2,010,751	1,907,176	2,079,695	2,391,579
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	103,242	98,522	103,867	111,789
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	200.99	193.13	208.00	227.98
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	13.4	11.8	11.4	11.2
総 資 産 (百万円)	2,172,108	2,164,806	2,337,741	2,769,718
純 資 産 (百万円)	796,020	884,806	953,566	1,061,145

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第125期の期首から適用しており、第125期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(ご参考：当社の財産及び損益の状況)

区 分	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)	第125期 (2021年度)	第126期(当期) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	1,305,057	1,189,562	1,244,923	1,432,774
当 期 純 利 益 (百万円)	80,136	82,829	72,192	78,416
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	155.72	162.06	144.29	159.61
総 資 産 (百万円)	1,593,643	1,558,909	1,642,964	1,764,726
純 資 産 (百万円)	563,176	638,435	656,485	693,278

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第125期の期首から適用しており、第125期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な子会社の状況等

(2023年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大興物産株式会社	百万円 750	% 100.0	建設資材・建設機械等の加工及び販売、内外装工事等の請負
鹿島道路株式会社	百万円 4,000	100.0	舗装工事の設計・施工、土木・建築工事の請負又は受託
鹿島リース株式会社	百万円 400	100.0	建物及び附帯設備、各種機器等のリース・売買
カジマユーエスエー インコーポレーテッド	百万米ドル 5	100.0	北米における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマアジアパシフィックホールディングス ピーティーイーリミテッド	百万シンガポールドル 579	100.0	アジアにおける子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマヨーロッパリミテッド	百万ポンド 81	100.0	欧州における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマオーストラリア ピーティーワイリミテッド	百万豪ドル 250	100.0	大洋州における子会社の統括及び関係会社への投融資

上記に掲げた重要な子会社7社を含む連結子会社は154社、持分法適用会社は142社であります。

② 技術提携の状況

主な技術提携は、株式会社竹中工務店、清水建設株式会社他165社とのロボット施工・IoT分野に関する「建設RXコンソーシアム」、デンカ株式会社、株式会社竹中工務店及び日本コンクリート工業株式会社とのカーボンネガティブコンクリート開発に関するもの、日立造船株式会社との浮体式洋上風力発電基礎の量産化・低コスト化技術に関するもの、学校法人金沢工業大学とのセメント系3Dプリンティングによる環境配慮型コンクリート適用構造物の具現化に関するものであります。

(6) 主要な事業内容

(2023年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、開発事業及び設計・エンジニアリング事業等を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（(特-4)第2100号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(14)第991号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(7) 主要な営業所等

(2023年3月31日現在)

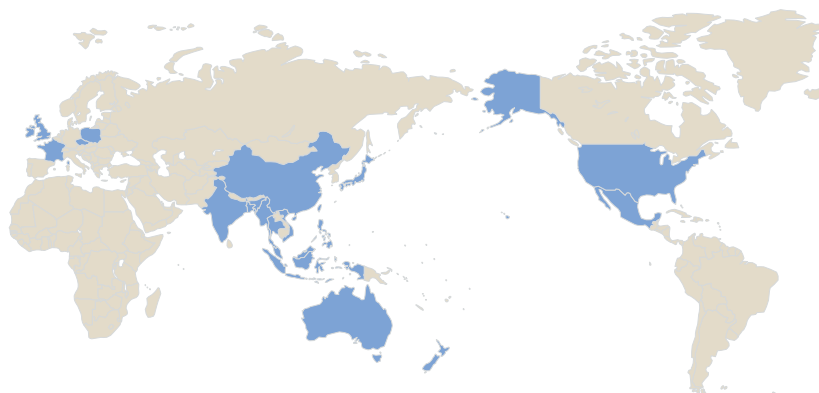
① 国内

本社	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（さいたま市）、東京土木支店（東京都港区）、東京建築支店（東京都港区）、横浜支店（横浜市）、北陸支店（新潟市）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、四国支店（高松市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）
技術研究所	（東京都調布市）
子会社	大興物産株式会社（東京都港区） 鹿島道路株式会社（東京都文京区） 鹿島リース株式会社（東京都港区） ケミカルグラウト株式会社（東京都港区） 鹿島建物総合管理株式会社（東京都新宿区）

② 海外

子会社	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド（米国） カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド（シンガポール） カジマ ヨーロッパ リミテッド（英国） カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド（オーストラリア） 中鹿營造股份有限公司（台湾）
-----	---

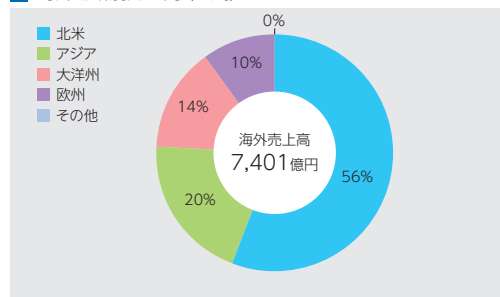
(ご参考) 当社グループの主な活動地域



■ 海外売上高／海外売上高比率の推移



■ 海外地域別売上高 (当期)



(8) 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
21,580名	+223名

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。
 なお、当社及び連結子会社の従業員数は、19,396名であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,129名	+49名	43.9歳	18.1年

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。
 なお、出向、留学者等を含めた在籍者数は、8,532名であります。

(9) 資金調達状況

当社グループの主な資金調達として、2023年3月に無担保社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）を100億円発行いたしました。また、資金調達手段として、銀行借入れのコミットメントラインを総額2,000億円設定しております。

(10) 主要な借入先

(2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	112,135
三井住友信託銀行株式会社	41,030
株式会社みずほ銀行	39,990
株式会社三菱UFJ銀行	36,058
農林中央金庫	22,453

(11) 設備投資状況

当社グループの当期中に実施いたしました設備投資の総額は858億円であり、このうち、主なものは次のとおりであります。

・イートンリアルエステート株式会社（当社連結子会社）

並木館銀座	開発事業	土地・建物等の購入
CURA 銀座	開発事業	土地・建物等の購入

また、当期において計画中の主な設備の状況は、次のとおりであります。

・当社

東京工業大学田町キャンパス土地活用事業	開発事業	建物等の建設
八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	開発事業	建物等の建設・保留床取得
三会堂ビル建替計画	開発事業	建物等の建設

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社における独占禁止法違反事件について

2018年3月23日に当社及び当社社員1名が起訴された東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事（品川駅及び名古屋駅）に関する独占禁止法違反事件につき、当社は2021年3月1日に東京地方裁判所から罰金2億5,000万円の判決を受け、当社社員1名についても執行猶予付き有罪判決を受けたことから、これを不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、2023年3月2日に控訴棄却の判決を受けました。

当社は、本件工事が類例のない難工事であり、指名競争見積手続が開始される5年ほど前から同開始直前まで、発注者が当社以外の特定の会社にのみ技術検討などを依頼していたことを含む種々の事実関係を主張し、独占禁止法適用の前提である「競争」が存在していない状況にあったことを主たる理由に、第一審、控訴審とも一貫して無罪を主張してまいりました。当社側の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、控訴審判決には承服できないことから、2023年3月14日に最高裁判所に上告の申立てをしております。

また、本件に関し、当社は2020年12月22日に公正取引委員会から、独占禁止法違反として排除措置命令を受けましたが、同命令における違反認定についても受け容れられるものではなく、当社は2021年6月21日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起しており、同地裁において審理が継続中であります。

② 子会社における公正取引委員会からの排除措置命令等と取消訴訟について

当社の子会社である鹿島道路株式会社、全国において販売するアスファルト合材の販売価格決定に関し、独占禁止法違反行為があったとして、2019年7月30日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び58億157万円の課徴金納付命令を受けた件につきましては、同社は公正取引委員会の事実認定及び判断には誤りがある旨を主張し、2020年1月に東京地方裁判所に取消訴訟を提起しておりましたが、2023年3月30日に請求棄却の判決を受けました。同社としては、原判決には承服できないことから、2023年4月12日に東京高等裁判所に控訴を提起しております。

2. 会社の株式に関する事項

(2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 528,656,011株 (自己株式 41,624,210株を含む。)
 (3) 株主数 60,631名 (前期末比 1,910名増)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	77,499	15.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	35,876	7.37
鹿 島 公 子	15,849	3.25
鹿 島 社 員 持 株 会	9,747	2.00
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	9,282	1.91
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,331	1.71
公 益 財 団 法 人 鹿 島 学 術 振 興 財 団	7,235	1.49
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ウ ェ ス ト ク ラ イ ア ン ト ト リ ー テ ィ ー 505234	7,028	1.44
大 正 製 薬 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	6,288	1.29
か た ば み 興 業 株 式 会 社	5,800	1.19

- (注) 1. 当社は自己株式41,624千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当期中に交付した株式報酬は次のとおりであります。なお、当社は、2022年7月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	42,600	6
執行役員	170,300	56

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式6,549,200株を総額9,999,854,600円で取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	押 味 至 一	(株)日本建築住宅センター 社外取締役 東日本建設業保証(株) 社外取締役
代表取締役社長社長執行役員	天 野 裕 正	
代表取締役副社長執行役員	茅 野 正 恭	土木担当
代表取締役副社長執行役員	越 島 啓 介	海外事業本部長
取締役副社長執行役員	石 川 洋	営業本部長
取締役専務執行役員	勝 見 剛	総務管理本部長、監査部・安全環境部・ITソリューション部 管掌
取締役専務執行役員	内 田 顕	財務本部長
取 締 役	平 泉 信 之	(一財)鹿島平和研究所 会長
取 締 役	古 川 洽 次	三菱商事(株) 顧問
取 締 役	坂 根 正 弘	(株)小松製作所 顧問
取 締 役	齋 藤 聖 美	ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役 (株)レゾナック・ホールディングス 社外監査役 かどや製油(株) 社外取締役
取 締 役	鈴 木 庸 一	帝人(株) 社外取締役
取 締 役	斎 藤 保	(株)IHI 相談役 (株)かんぼ生命保険 社外取締役 沖電気工業(株) 社外取締役 古河電気工業(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 川 雅 博	
常 勤 監 査 役	熊 野 隆	
常 勤 監 査 役	鈴 木 一 史	
監 査 役	寺 脇 一 峰	弁護士 キューピー(株) 社外監査役 (株)商工組合中央金庫 社外監査役 芝浦機械(株) 社外取締役
監 査 役	藤 川 裕 紀 子	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長 税理士法人会計実践研究所 代表社員 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 相鉄ホールディングス(株) 社外取締役

(注) 1. 取締役 古川洽次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美、同 鈴木庸一、同 斎藤 保の5氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 中川雅博、監査役 寺脇一峰、同 藤川裕紀子の3氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役 古川洽次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美、同 鈴木庸一、同 斎藤 保の5氏及び常勤監査役 中川雅博、監査役 寺脇一峰、同 藤川裕紀子の3氏について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 中川雅博氏は、長年にわたり銀行業務に携わり、株式会社三井住友銀行執行役員、株式会社SMBC信託銀行代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役 熊野 隆氏は、当社の支店管理部長、監査部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役 鈴木一史氏は、当社の経営企画部管理グループ長、関連事業部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 藤川裕紀子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。

当社は執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	野 村 高 男	横浜支店長
副社長執行役員	松 崎 公 一	建築管理本部長
専務執行役員	松 嶋 潤	東京建築支店長
専務執行役員	高 田 悦 久	土木管理本部副本部長、機械部管掌
専務執行役員	鞆 田 茂	営業本部副本部長
専務執行役員	丸 亀 秀 弥	エンジニアリング事業本部長
専務執行役員	伊 藤 仁	建築管理本部副本部長
専務執行役員	風 間 優	土木管理本部長
専務執行役員	片 山 豊	中部支店長
専務執行役員	福 田 孝 晴	研究技術開発担当、建築構造担当、デジタル推進室・知的財産部管掌
専務執行役員	北 典 夫	建築設計本部長
専務執行役員	田 所 武 士	関東支店長
常務執行役員	勝 治 博	東北支店長
常務執行役員	山 田 安 彦	東京建築支店副支店長
常務執行役員	下 保 修	土木管理本部技師長
常務執行役員	木 村 宏	土木管理本部技師長
常務執行役員	新 川 隆 夫	環境本部長
常務執行役員	相 河 清 実	土木設計本部長
常務執行役員	田名網 雅 人	建築設計本部副本部長
常務執行役員	利 穂 吉 彦	技術研究所長
常務執行役員	市 橋 克 典	秘書室長、人事部・グループ事業推進部・総合事務センター管掌
常務執行役員	田 中 栄 一	原子力担当
常務執行役員	内 田 道 也	環境本部副本部長
常務執行役員	大 石 修 一	カジマ・デベロップメント・PTE・リミテッド取締役社長
常務執行役員	米 澤 和 芳	東京建築支店副支店長
常務執行役員	小土井 満 治	土木管理本部副本部長
常務執行役員	竹 川 勝 久	建築管理本部副本部長

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	茅 野 毅	関西支店長
常務執行役員	小 林 伸 浩	東京建築支店副支店長
常務執行役員	吉 弘 英 光	東京土木支店長
執行役員	一方井 孝 治	エンジニアリング事業本部副本部長
執行役員	池 上 隆 三	建築管理本部副本部長、安全担当（建築）
執行役員	吉 美 宗 久	営業本部副本部長
執行役員	新 妻 充	総務管理本部副本部長、広報室管掌
執行役員	藤 村 正	建築設計本部副本部長
執行役員	伊 藤 樹	建築管理本部副本部長
執行役員	芦 田 徹 也	北陸支店長
執行役員	塚 口 孝 彦	開発事業本部長
執行役員	森 山 善 範	技師長
執行役員	坂 東 正 敏	土木管理本部副本部長
執行役員	坂 田 昇	土木管理本部土木技術部長
執行役員	中 島 健 一	海外土木事業部長
執行役員	小 森 浩 之	九州支店長
執行役員	村 上 泰 雄	営業本部副本部長
執行役員	森 口 敏 美	土木管理本部副本部長、安全担当（土木）
執行役員	黒 川 泰 嗣	建築設計本部副本部長
執行役員	山 本 徹	北海道支店長
執行役員	平 岡 雅 哉	建築設計本部副本部長
執行役員	高 林 宏 隆	経営企画部長
執行役員	太鼓地 敏 夫	土木管理本部土木企画部長
執行役員	吉 岡 伸 明	東京建築支店副支店長
執行役員	桐 生 雅 文	東京建築支店副支店長
執行役員	尾 崎 美 伸	四国支店長
執行役員	島 居 潤	営業本部副本部長
執行役員	千 田 幸 央	東京建築支店副支店長
執行役員	常 岡 次 郎	中国支店長
執行役員	一 木 浩 人	カジマ ヨーロッパ リミテッド取締役社長
執行役員	西 澤 直 志	総務管理本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づく会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役押味至一氏、天野裕正氏、茅野正恭氏、越島啓介氏、石川 洋氏、勝見 剛氏、内田 顕氏、平泉信之氏、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏、鈴木庸一氏及び齋藤 保氏並びに監査役中川雅博氏、熊野 隆氏、鈴木一史氏、寺脇一峰氏及び藤川裕紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は補填されない等、一定の免責事項があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、決定方針）を取締役会の決議により定めており、その概要は下記のとおりです。

基本的な考え方

- 優秀な経営陣の確保・保持に資する報酬水準とする。
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しい報酬体系とする。
- 経営目標に対する達成度に連動した報酬及び当社株価に連動した報酬を導入し、中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現する。
- 客観性と透明性が担保された報酬決定プロセスとする。

a 報酬制度

- 取締役の報酬の決定に際しては、客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）において、役員報酬に関する基本的な考え方や報酬制度及び報酬水準などについての協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定しています。
- 取締役には、役位（執行役員を兼務する場合の執行役員の役位を含む。以下同じ）ごとに定めた、固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬を支給します。報酬額全体における固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬の割合は概ね下記のとおりです（賞与が基準額の場合）。

	固定報酬（月例報酬）	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
社長	60%	25%	15%
それ以外の取締役	70	15	15

ただし、非常勤取締役及び社外取締役には、月例報酬のみを支給します。

○固定報酬（月例報酬）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 月例報酬の合計額は、月額6,000万円以内とする。（2005年6月29日第108期定時株主総会にて決議、決議時における取締役の員数は14名）
- (ii) 新しく取締役に就任すること又は取締役を退任することに伴う月例報酬額の改定は、株主総会による選任日の翌月からとする。
- (iii) 役位が昇進した取締役の月例報酬額は、原則として役位昇進日をもって改定する。

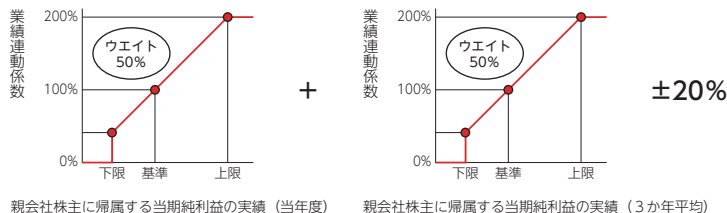
○業績連動報酬（賞与）の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 賞与の合計額は、年額3億円以内とする。（2017年6月29日第120期定時株主総会にて決議、決議時における社外取締役を除く取締役の員数は11名）
- (ii) 賞与は、事業年度（4月1日～3月31日）を対象に、3月末時点の役位に応じ、取締役会の決議を経て6月末に一括支給する。
- (iii) 賞与は、原則、役位ごとに定めた賞与基準額に、「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績」と「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の実績の平均」に対するそれぞれの業績連動係数の平均をベースとし、目標達成率やESG要素などを考慮して±20%の範囲で加減算した評価係数を乗じて算出する。業績連動係数は200%を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益が一定基準以下の場合には0%とする。

<算定式>

賞与額 = 賞与基準額 × 評価係数※

※「当年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績」の業績連動係数×50% + 「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益の実績の平均」の業績連動係数×50% ±20%



業績連動報酬としての賞与に係る指標として評価係数を選択した理由は、単年度の連結業績に加え直近3か年の平均を加味することにより、①中期的な視点に基づく経営のインセンティブがあること、②工期が概ね2～3年という建設業の業態に親和性があること、③適時適切な損失計上を阻害しないことなどである。

- (iv) 重大なコンプライアンス違反があった場合などは、賞与を不支給とする、又は減額することがある。
- (v) 事業年度の途中で新たに選任された場合又は退任した場合は、原則として期間中の在任が9か月以上の場合には算定額の満額を、在任が6か月以上9か月未満の場合は算定額の半額を支給し、在任が6か月未満の場合は支給しない。

○株式報酬の取り扱いは、次のとおりです。

- (i) 株式報酬の合計額は、年額3億円以内とする。(2019年6月25日第122期定時株主総会にて決議、決議時における社外取締役を除く取締役の員数は9名)
 - (ii) 役位ごとに定めた基準額に応じた譲渡制限付株式報酬の交付について毎年取締役会にて決定し、対象取締役に交付する。
 - (iii) 譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。
 - (iv) 対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は60万株を上限とする。
- b 役位ごとに定めた月例報酬額、賞与基準額及び株式報酬額は、原則として3年毎に見直します。ただし、その間の経済社会環境の変化等から必要となった場合は、都度、金額を改定します。

② 監査役の報酬等の額の決定に関する方針に係る事項

監査役には、固定報酬としての月例報酬を支給します。各監査役の月例報酬額は、勤務の態様等を勘案のうえ、監査役の協議により定めます。

月例報酬の合計額は、月額1,500万円以内とします。(1994年6月29日第97期定時株主総会にて決議、決議時における監査役の員数は5名)

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	13 (5)	426 (70)	189 (-)	74 (-)	689 (70)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	116 (58)	-	-	116 (58)
計	18	542	189	74	805

- (注) 1. 上記業績連動報酬(賞与)の額は、当期において費用計上した、取締役7名に対する役員賞与を記載しております。
 2. 上記株式報酬の額は、当期において費用計上した、取締役6名に対する譲渡制限付株式報酬並びに海外居住となる取締役1名に対する金銭による代替報酬を記載しております。

なお、業績連動報酬（賞与）については、「ガバナンス・報酬委員会」において協議を行い、その助言・提言を踏まえ、役員ごとに定めた賞与基準額に乗じる評価係数を220.0%として支給することについて、取締役会にて審議、決定しております。

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「ガバナンス・報酬委員会」（議長は社外取締役）において、決定方針との整合性を含めて協議を行い、取締役会は、その助言・提言を踏まえ審議、決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

② 当期における主な活動状況

取締役 古川治次

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の議長を務め、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議、取りまとめのうえ、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 坂根正弘

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 齋藤聖美

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関である人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の人事・報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 鈴木庸一

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に外交官としての国際経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

取締役 斎藤 保

2022年6月就任後に開催の取締役会11回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議し、取締役会に提言するなど、経営の監督と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

常勤監査役 中川雅博

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に経営・金融・財務の観点から、必要に応じて発言を行っており、監査役会では議長を務めております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

監査役 寺脇一峰

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

監査役 藤川裕紀子

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。また、取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会の構成員として、取締役等の報酬関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|--------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 99百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 166百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況並びに当該期の報酬見積の相当性を確認、検討した結果、これに同意しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

- (注) 1. 「公認会計士又は監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含んでおります。
2. 「会社法又は金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当であると判断した場合に、解任又は不再任を決定する方針であります。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社を含めた内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、この方針に基づき内部統制システムを整備、運用しております。

【基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
- ② コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインを策定し、研修を実施する。
- ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
- ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室及び社外委託先を窓口とする企業倫理通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ② 社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- ③ 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

- ④ 当社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行い、毎月1回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行う。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 経営管理については、「グループ事業推進規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
- ③ グループ会社は、「グループ事業推進規程」に従い、業績、財務状況その他重要な事項について、当社に都度報告する。
- ④ 当社グループのリスク管理に係る規程を定めるほか、グループ会社に対しては「グループ事業推進規程」に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築、運用させるとともに、適切な報告を求める。
- ⑤ グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはグループ事業推進部(若しくは海外事業本部)に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。
- ⑥ 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、所属する監査役補助者は監査役の指示に従いその職務を行う。
- ② 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。
- ③ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役が実効的に行われることを確保するための体制等

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ④ 監査役職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。
- ⑤ 監査役職務執行のための環境整備に努める。

(8) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンスに関する体制

2022年10月に、社内のガイドライン等の制定・改正、社内外で発生した事象などを踏まえ、当社のコンプライアンス・マニュアルである「鹿島グループ企業行動規範実践の手引き」を改訂し、全役員・従業員に周知しました（第8版）。グループ会社においても、同改訂版をもとに、各社のコンプライアンス・マニュアルを適宜見直しました。

当社グループの役員及び従業員を対象とするeラーニングを用いたコンプライアンスに関する研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図っており、その実施状況は「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び「リスク管理連絡会議」に適宜報告、確認を行いました。

個別分野では、「鹿島グループ贈収賄防止方針」に基づき海外での事業活動を念頭に置いた各種ガイドラインを整備し、国内外のグループ会社を含め展開を図りました。

独占禁止法違反防止については、引き続き「談合防止管理規程」に基づく社内手続きの遵守徹底と、弁護士・法務部・監査部による監査、本社・各支店における研修会の実施等により、適正な受注活動のより一層の推進を図っております。

企業倫理通報制度は、当社グループ又は協力会社の従業員等から匿名でも通報可能としております。社外にも複数の通報窓口を設置し利便性・実効性を確保しており、寄せられた通報に対しては適切に対応しました。

(2) リスク管理に関する体制

開発投資、新規事業などの実施にあたっては、専門委員会が事業に係るリスクの把握と対策を審議したうえで、基準に則り取締役会や経営会議において審議を行いました。開発事業資産については、案件ごとに価値下落リスク等を把握し、その総量を連結自己資本と対比し一定の水準に収める管理を実施しています。また、当社グループのリスク管理体制の運用状況の把握、評価を行うとともに、リスク管理の方針及び重大リスク事案への対応等について審議する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を2回開催し、その結果並びに2022年度に顕在化した重大リスクと対応状況、2023年度のリスク管理重点課題等を取締役に報告しました。

日頃からのリスク管理活動として、本社のリスク所管部署の担当者が定期的に集まり、当社グループに関するリスク顕在化事案や法令改正、社会動向、他社での事例、更にはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションの手法などの情報を報告・共有する「リスク管理連絡会議」を24回開催し、重要な情報については適宜「コンプライアンス・リスク管理委員会」、取締役会に報告しました。顕在化したリスク事案については、同委員会の事務局が当社グループのリスク情報を一元管理し、対応状況を継続的にフォローしています。

これらのリスク管理体制について、監査部が内部監査を行い、その結果を取締役に報告しました。

情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーを定め、重点的なリスク管理を継続しています。日々巧妙化するサイバー攻撃に対しては、具体の事態を想定した実践的な訓練により組織的な対応力の向上に取り組んだほか、当社グループの役員及び従業員を対象としたeラーニングを用いた教育並びに協力会社に対する啓発活動などを実施しました。

また、災害時の事業継続計画（BCP）を策定しており、首都直下地震や南海トラフ地震等を想定した実践的なBCP訓練を実施するなど、企業としての防災力、事業継続力の更なる向上に取り組ましました。

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防と感染拡大防止を最優先しつつ、事業継続と被害最小化を図るため、情報収集とリスク想定を行い、国内外従業員、協力会社に対して必要な対策を指導しています。

(3) 財務報告に係る内部統制に関する体制

当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を評価、審議する「財務報告に係る内部統制評価委員会」を開催し、その結果を取締役に報告しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

取締役会を14回開催し、経営の基本方針、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認を行いました。また、取締役会の定める経営の基本方針に基づき、取締役会の付議事項を除く経営全般の重要事項を審議決定する経営会議を36回開催したほか、特別役員会議を11回開催し、取締役会及び経営会議での決議・報告事項を全執行役員等に周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行いました。

(5) グループ経営管理に関する体制

「グループ事業推進規程」に則り、グループ会社の重要事項の決定及び業績、財務状況等を管理しております。また、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣しております。

(6) 監査役への報告、並びに監査役の監査が実効的に行われるための体制

監査役は取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、更に会計監査人、内部監査部門、本支店各部署及びグループ会社から定期及び適宜に業務現況等の報告を受けております。

また、監査役会及び監査役の円滑な監査遂行のため、監査役室に専従の従業員を4名配置しております。

(7) 内部監査に関する体制

業務執行部門から独立した監査部が、会計及び業務活動に関する適正性、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況、並びにリスク管理体制の構築・運用状況等につき、グループ会社を含めて監査を実施しました。また、その活動状況を取締役会及び監査役に報告しました。

この他、財務報告に係る内部統制評価委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等への出席などを通じ、監査の有効性と効率性の向上に努めております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,751,584	流 動 負 債	1,319,768
現金預金	285,780	支払手形・工事未払金等	603,867
受取手形・完成工事未収入金等	899,620	短期借入金	244,385
有価証券	383	コマーシャル・ペーパー	40,000
営業投資有価証券	11,624	1年内償還予定の社債	38
販売用不動産	144,714	未払法人税等	25,278
未成工事支出金	9,955	未成工事受入金	149,817
開発事業支出金	268,097	開発事業等受入金	7,608
その他の棚卸資産	6,855	完成工事補償引当金	12,678
その他の引当金	129,969	工事損失引当金	14,748
貸倒引当金	△ 5,416	役員賞与引当金	154
固 定 資 産	1,018,133	その他	221,188
有形固定資産	478,539	固 定 負 債	388,804
建物・構築物	159,363	社債	80,067
機械・運搬具・工具器具備品	16,846	長期借入金	173,293
土地	274,026	繰延税金負債	254
建設仮勘定	19,570	再評価に係る繰延税金負債	20,627
その他	8,733	退職給付に係る負債	62,099
無形固定資産	27,733	持分法適用に伴う負債	1,205
投資その他の資産	511,860	その他	51,257
投資有価証券	356,143	負 債 合 計	1,708,572
長期貸付金	60,200		
退職給付に係る資産	1,523	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	13,347	株 主 資 本	881,417
その他の引当金	83,509	資本金	81,447
貸倒引当金	△ 2,864	資本剰余金	41,990
		利益剰余金	813,653
		自己株式	△ 55,673
		その他の包括利益累計額	171,013
		その他有価証券評価差額金	103,271
		繰延ヘッジ損益	△ 30
		土地再評価差額金	21,357
		為替換算調整勘定	44,819
		退職給付に係る調整累計額	1,595
		非支配株主持分	8,714
		純 資 産 合 計	1,061,145
資 産 合 計	2,769,718	負 債 純 資 産 合 計	2,769,718

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事等	2,106,970	
開発事業等	284,608	2,391,579
売上原価		
完成工事等	1,910,877	
開発事業等	213,602	2,124,479
売上総利益		
完成工事等	196,093	
開発事業等	71,006	267,100
販売費及び一般管理費		143,573
営業利益		123,526
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,513	
持分法による投資利益	5,625	
開発事業出資利益	17,115	
その他の	5,291	44,546
営業外費用		
支払払利息	4,828	
貸倒引当金繰入	304	
その他の	6,208	11,341
経常利益		156,731
特別利益		
投資有価証券売却益	8,505	
その他の	4,309	12,814
特別損失		2,290
税金等調整前当期純利益		167,255
法人税、住民税及び事業税	57,532	
法人税等調整額	△ 4,342	53,190
当期純利益		114,065
非支配株主に帰属する当期純利益		2,275
親会社株主に帰属する当期純利益		111,789

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	959,350	流動負債	869,365
現金預手	130,037	支払手形	1,991
受取手形	26,305	工事未払金	419,650
電子記録債権	5,839	短期借入金	74,222
完成工事未収入	629,593	コーポラルペーパー	40,000
有価証券	77	リース債	1,116
営業投資有価証券	11,624	未払法人税等	19,515
販売用不動産	32,784	未成工事受入金	98,684
未成工事支出	5,978	開発事業等受入金	3,271
発事業等支出	85,555	預り補償引当金	102,169
その他	31,565	完成工事損失引当金	11,881
貸倒引当金	△ 12	工事損失引当金	14,560
固定資産	805,375	その他	82,304
有形固定資産	311,413	固定負債	202,082
建築物	97,570	社長期借入金	60,000
機械器具	896	リース債	35,107
工具器具	2,438	再評価に係る繰延税金負債	2,018
土地	199,155	退職給付引当金	19,784
建物	2,125	関係会社事業の損失引当金	55,452
建設仮勘	9,030	その他	213
その他	196	負債合計	1,071,448
無形固定資産	6,575	純資産の部	
投資その他の資産	487,387	株主資本	575,905
投資有価証券	260,329	資本金	81,447
関係会社出資	158,985	資本剰余金	45,621
その他の関係会社有価証券	29,920	資本準備金	20,485
長期貸付	22,131	その他資本剰余金	25,136
破産更生債権	63	利益剰余金	503,935
長期前払費用	2,026	その他利益剰余金	503,935
繰延税引当	2,762	固定資産圧縮積立金	8,322
その他	16,970	投資勘定特別積立金	51
貸倒引当	△ 5,803	別途積立金	401,997
		繰越利益剰余金	93,564
		自己株式	△ 55,098
		評価・換算差額等	117,372
		その他有価証券評価差額金	97,362
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		土地再評価差額金	20,011
		純資産合計	693,278
資産合計	1,764,726	負債純資産合計	1,764,726

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	1,387,828	
売上高	44,945	1,432,774
売上原価	1,241,158	
売上原価	34,377	1,275,535
営業総利益	146,670	
営業総利益	10,568	157,238
販売費及び一般管理費		74,064
営業利益		83,174
営業外収益	22,242	
営業外収益	1,988	24,231
営業外費用	1,210	
営業外費用	1,162	
営業外費用	1,724	4,097
経常利益		103,309
特別利益	6,490	
特別利益	4,942	11,433
特別損失		1,760
税引前当期純利益		112,981
法人税、住民税及び事業税	36,937	
法人税等調整額	△ 2,371	34,565
当期純利益		78,416

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

鹿島建設株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鹿島建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

鹿島建設株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 広樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

鹿島建設株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中川 雅 博 ㊟

常勤監査役 熊 野 隆 ㊟

常勤監査役 鈴 木 一 史 ㊟

監 査 役（社外監査役） 寺 脇 一 峰 ㊟

監 査 役（社外監査役） 藤川 裕紀子 ㊟

(ご参考)

当社グループの主な完成工事



■ 横浜コネクトスクエア (横浜市)



■ Duke Energy Plaza (米国)



■ 中外ライフサイエンスパーク横浜 (横浜市)



■ 秋田港・能代港洋上風力発電施設 (秋田県)

技術開発



自動車専用道路「熱海ビーチライン」



ケーブル状の光ファイバ設置状況

良質なインフラの提供に貢献する光ファイバ関連技術を多数開発

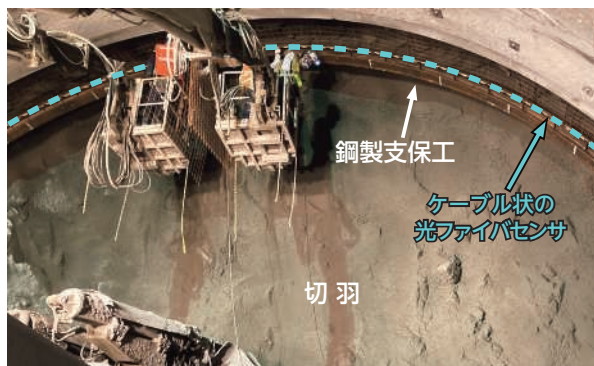
当社は高性能光ファイバを活用し、社会インフラの整備・更新・維持管理に有効な各種技術の開発に注力しています。

道路の交通状況や路面状態の異常を、革新的な光ファイバセンシング技術を用いて、精度よくリアルタイムに管理する技術を開発中です。「熱海ビーチライン」*（静岡県熱海市）で行った初の実証試験では、一定区間を走行する全ての車両の位置や速度について、正確なデータを確認することができました。

山岳トンネルの施工中に鋼製支保工の全周が地山から受ける応力を、高性能光ファイバを用いてリアルタイムに計測する技術を開発。「中央新幹線中央アルプストンネル（山口）工事」（岐阜県中津川市）にて、業界初の実証を行いました。

このほか、ダムの堤体コンクリートのひずみ挙動検知技術や高速道路のグラウンドアンカーの張力計測システムを開発・適用しました。

※当社と鹿島道路が合同会社を設立して運営する全長6.1kmの自動車専用有料道路
道路事業に加え、道路の維持補修や環境配慮技術の社会実証を行う



ケーブル状の光ファイバセンサを貼った鋼製支保工の設置状況

ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み



表彰式にて（左：斉藤国土交通大臣 右：天野社長）

※国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会により、2022年に創設された表彰制度

令和4年度 建設人材育成優良企業表彰 『国土交通大臣賞』を受賞

当社は協力会社組織の鹿島事業協同組合連合会とともに、「建設人材育成優良企業表彰」*の最高ランク『国土交通大臣賞』を受賞しました。

「建設キャリアアップシステム」の活用をはじめ、「鹿島パートナーカレッジ」の運営を通じた協力会社の人材育成、優秀登録職長手当・優秀技能者報奨金制度の運用による技能者の処遇改善など、協力会社と連携した担い手確保への取り組みが評価されました。



「KAJIMA HALL : 15号講義室」を東京大学に寄附

当社の設計施工による寄附で、東京大学工学部1号館の「15号講義室」*1とホワイエの改修工事が行われ、「KAJIMA HALL : 15号講義室」*2と命名されました。

新講義室は歴史的空間を継承しつつ、最先端の研究・教育の拠点に相応しい設備環境を装備しています。グリッド天井に設置した各種センサーは温湿度やCO₂濃度、在室人数、照度、騒音などをセンシングし、空調を自動制御しました。将来的にはセンサー機器を増設し、各研究室と連携した実証実験の場として活用されます。

*1 1935年竣工 工学部1号館は有形文化財として登録されている

*2 2023年4月1日から順次供用開始

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金 受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.kajima.co.jp/)
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場

配当金のお支払いについて

配当金のお支払い期限は、当社定款の規定により支払開始日から満3年（除斥期間）となっております。

支払開始日から3年を経過した配当金につきましては、ご請求いただいてもお支払いすることができませんので、お早めにお受け取りください。

なお、下記の配当金につきましては、お支払い期限が迫っておりますので、ご確認をお願いいたします。

(お支払い期限)

- 第123期期末配当金：2023年6月26日
- 第124期中間配当金：2023年12月2日

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

【証券会社で口座を開設されている株主様】

口座を開設されている証券会社にご連絡ください。

【証券会社で口座を開設されていない株主様(特別口座の株主様)】

特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）にご連絡ください。

※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）が承ります。

特別口座で株式を保有されている株主様へ

2009年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した「特別口座」で管理されております。**特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。**

■口座振替

特別口座に株式をお持ちの株主様が**単元株式（100株単位）**のお取り引きをされる場合は、特別口座と同一名義で開設された**証券会社の口座へ株式を振り替えていただく必要があります**ので、特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）へお問い合わせください。

証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設ください。口座の開設手続き等につきましては、お取り引き予定の証券会社にお問い合わせください。

■単元未満株式の買取請求

100株に満たない株式（単元未満株式）につきましては、株主様は当社に対して買取請求（売却）する制度をご利用いただけます。買取請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。

なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取り引きをされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三井住友信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。

※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご負担いただきます。

■ 定時株主総会会場ご案内図

会場

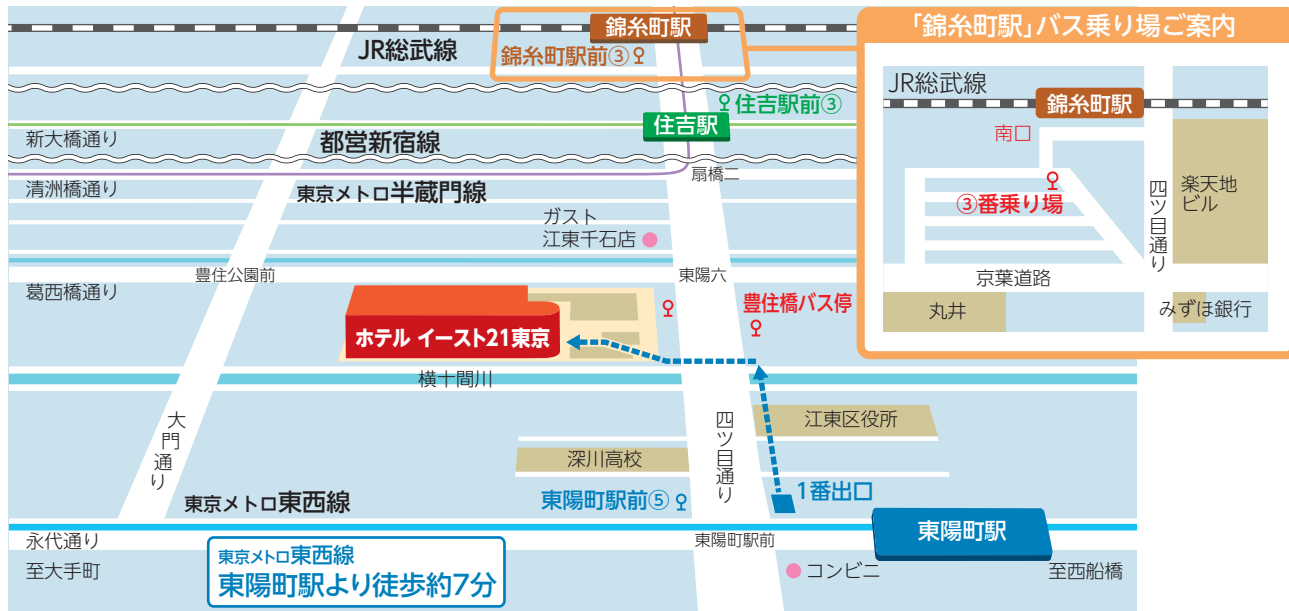
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール

東京都江東区東陽六丁目3番3号

電話：03-5683-5683

開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時



最寄り駅のご案内

地下鉄

○ 東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口（大手町寄り）右手へ徒歩約7分（約650m）

（ご参考）東陽町駅前⑤番乗り場より都営バスで約3分

門21系統／東大島駅前行き：「豊住橋バス停」下車

東22・錦22系統／錦糸町駅前行き：「豊住橋バス停」下車

地下鉄

○ 都営新宿線

○ 東京メトロ半蔵門線

「住吉駅」A3出口 住吉駅前③番乗り場より都営バスで約10分

東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

JR

総武線

「錦糸町駅」南口 錦糸町駅前③番乗り場より都営バスで約15分

東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

